

コミュニティ福祉学科 履修登録上の注意事項

【一般事項】

- 1 履修登録後は、原則として変更は認められません。
- 2 授業科目は、基本的にそれぞれに割り当てられた学年で履修してください。
- 3 授業科目のうちで、A、B、C等の区分のあるものは、いずれか一つしか履修できません。
- 4 クラス指定がされている授業科目は、自分が指定された授業科目を履修してください。
- 5 本学に入学する前に、他の大学、短大または教育施設等において修得した単位が、本学の単位として認定されることがあります。1年入学後2週間以内に学部事務室まで申し出てください。
- 6 卒業要件は分野、系列ごとに必要単位数を満たさなければならないので、注意してください。

【基礎教育科目】

- 1 スポーツ実技Ⅰ・Ⅱについて
 - (1) 「スポーツ実技Ⅰ」「スポーツ実技Ⅱ」の履修順序に制限はありません。
 - (2) 異なるスポーツ種目であっても、「スポーツ実技Ⅰ」「スポーツ実技Ⅱ」からはそれぞれ1種目しか履修できません。
- 2 フランス語Ⅰ・Ⅱ、ドイツ語Ⅰ・Ⅱ、中国語Ⅰ・Ⅱ、韓国語Ⅰ・Ⅱについて
 - (1) 原則としてⅠの単位を修得していないとⅡを履修できません。

【専門教育科目】

- (1) 資格・免許に関連する科目（実習など）については、本「履修要項」の該当ページ及び各資格の免許のガイダンスを参考にし、遺漏のないよう注意してください。
- (2) 単位不認定のため、再履修になった科目がある場合は、保育士・幼稚園教諭などの資格が取得できなくなる場合があります。